

蒲郡市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において蒲郡市感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震発生時に一定の揺れを感知して自動的に通電を遮断する器具であって、内閣府の「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において自らが所有し、又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている個人であること。
- (2) 住宅の所有者等から感震ブレーカーの設置に係る承諾を得ていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、感震ブレーカー本体の購入費（新品の物に限る。）とする。ただし、購入時に家電量販店のポイント等を使用した場合は、当該ポイント等の使用による値引き後の金額を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10,000円を限度に交付する。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市

感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 感震ブレーカー設置後の写真
 - (2) 補助対象経費が分かる書類
 - (3) 設置した感震ブレーカーの種類が分かる書類
- （補助金の交付決定）

第７条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、蒲郡市感震ブレーカー設置事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２ 市長は、前項の審査を行い、補助金の不交付を決定したときは、蒲郡市感震ブレーカー設置事業費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金額の確定）

第８条 規則第１３条の規定による実績報告及び規則第１４条の規定による補助金額の確定通知については、第６条の規定による交付申請及び前条の規定による交付決定の通知をもってなされたものとみなす。

（補助金の交付）

第９条 市長は、第７条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに、交付決定者の指定する口座に振り込むものとする。

（免責）

第１１条 補助金の交付を受けて感震ブレーカーを設置した住宅について、地震の発生等による被害が発生した場合においても、市はその責を負わない。

（雑則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。